

# 令和2年度第4回香川地方最低賃金審議会議事録

令和2年8月5日（水）

高松サポート合同庁舎

北館 702 会議室

出席者	公益側	東、籠池、春日川、柴田、高塚
	労働者側	大島、瀧、立石、土田、中村
	使用者側	綾田、窪田、篠原、友國、濱田

- 議 題
- 1 香川県最低賃金の改正決定について
  - 2 特定最低賃金改正決定の必要性の有無の答申及び特定最低賃金改正決定について（諮問）
  - 3 その他

【賃金室長】 お待たせいたしました。委員の皆様方におかれましてはご多忙の中、また、大変暑い中ご出席いただき厚くお礼申し上げます。

令和2年度第4回香川地方最低賃金審議会の開催にあたり、本日の委員の出席状況についてご報告いたします。

本日は、委員全員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしており、本審議会が成立していることをご報告いたします。

本日お配りしております資料の確認をお願い致します。

最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）（写）となっております。不足等はありませんでしょうか。

不足等はないようですので、柴田会長、議事の進行をお願いいたします。

【柴田会長】 ただ今より、第4回香川地方最低賃金審議会を開催

いたします。

まず、議題1の「香川県最低賃金の改正決定について」です。

本年度の香川県最低賃金の審議につきましては、6月30日に諮問を受けて以降、4回の専門部会を開催し慎重に審議を進めてまいりました。

そして、本日開催いたしました第4回専門部会において、審議会に対する報告を取りまとめたところではありますが、残念ながら全会一致には至らなかったため、この報告については、専門部会での多数決の採決により報告させていただくものです。

事務局より、専門部会報告書の写しを配付してください。

(事務局より各委員に専門部会報告書(写)を配付)

【柴田会長】事務局より、審議経過、専門部会報告について説明をお願いします。

【賃金室長】本日までの審議経緯についてご説明いたします。

6月30日の第1回本審におきまして、香川県最低賃金の改正決定についての諮問を行い、7月22日に第1回香川県最低賃金専門部会を開催いたしました。

そして、7月31日の第3回本審におきまして中央最低賃金審議会の目安伝達を行い、同日、第2回専門部会を開催して、最低賃金の基礎調査結果を説明の後、金額審議に入りました。

その後、8月4日に第3回、本日、第4回専門部会を開催して金額審議を重ねてまいったところでございますが、全会一致には至らず、専門部会での採決の結果により、過半数の賛成をもって専門部会報告となったものです。事務局で報告書を説明いたします。

それでは、専門部会報告書を読み上げます。

令和2年8月5日

香川地方最低賃金審議会会長 柴田 潤子 殿

香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会部会長 柴田 潤子

香川県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和2年6月30日、香川地方最低賃金審議会において付託された香川県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、平成30年10月1日発効の香川県最低賃金(時間額792円)は、平成30年度の香川県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

当専門部会としては、政府において、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための効果的な支援や、取引条件の改善等に積極的に取り組むことを強く要望する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。「記」以下の委員のお名前は割愛させていただきます。

#### 別紙1

##### 香川県最低賃金

- 1 適用する地域 香川県の区域
- 2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間820円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日 法定どおり

#### 別紙2

##### 香川県最低賃金と生活保護との比較について

##### 1 最低賃金

- |           |            |
|-----------|------------|
| (1) 件名    | 香川県最低賃金    |
| (2) 最低賃金額 | 時間額 792円   |
| (3) 発効日   | 平成30年10月1日 |

## 2 生活保護

### (1) 比較対象者

18～19歳・単身世帯者

### (2) 対象年度

平成30年度

### (3) 生活保護水準（平成30年度）

生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋冬季加算＋期末一時扶助費）の香川県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（92,384円）。

## 3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると、香川県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$792 \text{円（香川県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1箇月平均法定労働時間数）} \times 0.818 \text{（可処分所得の総所得に対する比率）} = 112,597 \text{円}$

以上でございます。

【柴田会長】 この報告は、専門部会において意見の一致が得られなかったことから、中央最低賃金審議会の答申や労使のご意見を踏まえ、また、生計費、賃金状況、賃金支払い能力、生活保護との整合性などの各種関連資料を総合的に勘案した公益案を示し、専門部会の過半数の賛成を得て部会報告としたものであります。

この部会報告についてご審議いただき、本日、この部会報告により答申としてとりまとめたいと考えております。

それでは、労使各側の専門部会委員からそれぞれ部会報告についてご意見を申し上げます。まず、労働者側の専門部会委員に申し上げます。

【立石委員】 労働者側からの意見として申し上げます。専門部会

にあたっては、目安が示されない中で、金額の設定等について審議することは非常に困難な取り組みでした。

我々としても、これから審議される香川県の最低賃金を地域の皆様方に波及していくよう努めて参りたいと思っておりますので、審議のほどをよろしくお願いいたします。

【柴田会長】 次に使用者側の専門部会委員にお願いします。

【窪田委員】 使用者側としましては、専門部会におきまして、中央最低賃金審議会での公益見解のとおりで、現行水準の維持イコール凍結であるということですと主張してきたところでございます。

その上で、本日、最終ぎりぎりの判断といたしまして、リーマンショック時の引き上げ幅等を勘案しまして現行プラス1円ということで提示し、それを強く主張したものでありますけれども、最終プラス2円という専門部会の決定となりました。

ということで、使用者側としてはなかなか納得しているものではないということをご理解いただきたいと思います。

ただ、労使のいろいろな意見を汲みあげていただいた公益案を示されたことについては感謝申し上げます。

【柴田会長】 ご意見ありがとうございました。本審の他の委員から、ご意見、ご質問等はございませんか。

ないようですので、採決により、答申として取りまとめたいと存じますがいかがでしょうか。

(各委員より「異議なし。」の声あり)

【柴田会長】 それでは、採決の手続きの説明をお願いします。

【賃金室長】 最低賃金審議会令第5条第3項に基づき、会議に出席した委員のうち、会長を除いた委員の過半数をもって決するところによると規定されており、可否同数のときは、会長の決するところによると規定されております。

現在、会長を除いた出席委員は14名ですので、過半数は8名で

ございます。

【柴田会長】 それでは、本審議会として、専門部会報告内容に付帯条件を付けまして答申することとしてよろしいかの採決を行います。

挙手でお願いします。まず、反対の方(反対の委員が挙手)、賛成の方(賛成の委員が挙手)。

反対が5人、賛成が9人でございます。

よって出席委員の過半数の賛成となっておりますので、専門部会の内容をもって労働局長あてに答申させていただきます。

事務局は答申文(案)を配付してください。

(事務局より各委員に答申文(案)を配付)

【柴田会長】 事務局は答申文(案)を読み上げてください。

【賃金室長】 それでは答申文(案)を読ませていただきます。

(案)

令和2年8月5日

香川労働局長 本間 之輝 殿

香川地方最低賃金審議会会長 柴田 潤子

香川県最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和2年6月30日付け香労発基0630第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、平成30年10月1日発効の香川県最低賃金(時間額792円)は、平成30年度の香川県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

当審議会としては、政府において、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための効果的な支援や、取引条件の改善等に積極的に

取り組むことを強く要望する。

別紙1、別紙2につきましては、先ほどの報告書と同一でございますので朗読は割愛させていただきます。

以上でございます。

【柴田会長】 答申文についてご確認いただけましたでしょうか。  
(各委員より「はい。」の声あり)

【柴田会長】 それでは、労働局長あて答申いたします。  
(会長から局長へ答申文を手交)

【本間労働局長】 ありがとうございます。私から一言ご挨拶申し上げます。

香川県最低賃金につきましては、6月30日に諮問を行いましてから、本日までに本審を3回、専門部会を4回にわたり、熱心にご審議いただいたわけですが、本日、答申をとりまとめていただいたことに対しまして、あらためて、深く感謝申し上げる次第でございます。

今後は所定の手続きを経たのち、すみやかに本日の答申の内容に沿って、本年度の香川県最低賃金を決定させていただきたいと存じます。

そして、香川労働局といたしましては、改定された最低賃金額の周知に努めますとともに、その履行確保に最善を尽くして参る所存でございます。

また、中小・零細企業に対する支援策につきましても引き続き周知、広報に努めて参りたいと考えております。

委員の皆様には、今後とも賃金行政に対して特段のご支援をお願い申し上げますとともに、今後予定されております特定最低賃金の金額審議につきましても、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますがお礼のご挨拶とさせていただきます。

本日は誠に有難うございました。

【柴田会長】 労使各側委員の皆様方には、非常に熱心なご審議をいただき、誠にありがとうございました。

残念ながら全会一致での答申には至りませんでした。本日、結審の運びとなり、香川県最低賃金の改正審議をすべて終了することができましたことに対し、厚くお礼申し上げます。

ありがとうございました。

関連して事務局より何かありますか。

【賃金室長】 ご答申いただきましたことを受けて、本審終了後、香川県最低賃金の答申について、報道機関への発表を行います。

次に答申後の事務手続についてご説明いたします

異議申出公示 令和2年8月5日（水）

異議申出締切日 令和2年8月20日（木）

官報公示予定日 令和2年9月1日（火）

発効日は、令和2年10月1日（木）の法定発効となります。

なお、8月20日までに異議申出がなされた場合につきましては、翌8月21日（金）午前10時から本審を開催して、当該異議申出についてのご審議をいただくこととなりますので、日程の確保をお願いいたします。

異議申出がなければ、本審は開催いたしません。

また、本日答申をいただきましたので、予備日として設けさせていただきました、明日8月6日（木）10時からの専門部会及び11時からの本審は開催いたしませんので、ご了承願います。

以上でございます。

【柴田会長】 ご質問等はよろしいでしょうか。

特になければ、議題2の「特定最低賃金改正決定の必要性の有無の答申及び特定最低賃金改正決定について（諮問）」に入ります。

事務局より説明をお願いします。

【賃金室長】 本件につきましては、7月31日の第3回本審におきまして、局長から「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につ



いて」の諮問をさせていただき、同日、運営小委員会に付託して審議をしていただいたところですが、その結果が資料のとおり取りまとめられておりますので事務局からご報告申し上げます。

それでは運営小委員会報告文を読み上げてご報告させていただきます。

令和2年7月31日

香川地方最低賃金審議会会長 柴田 潤子 殿

香川地方最低賃金審議会運営小委員会委員長 柴田 潤子

最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当運営小委員会は、令和2年7月31日香川地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討、関係労使の意見聴取等、慎重に審議を重ねた結果、下記の結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった運営小委員会の委員は、別紙のとおりである。

記

- 1 香川県冷凍調理食品製造業最低賃金について改正決定することを必要と認める。
- 2 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認める。
- 3 香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金について改正決定することを必要と認める。
- 4 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認める。

別紙の委員のお名前は割愛させていただきます。

以上でございます。

【柴田会長】 ありがとうございます。ただ今の報告につきまして、何かご意見、ご質問等はありませんか。

(各委員より「ありません。」の声あり)

【柴田会長】 ただ今の報告文について、ご承認いただけますか。

(各委員より「はい。」の声あり)

【柴田会長】 運営小委員会報告についてご承認いただきましたので、この内容で本審議会から局長あてに答申することといたします。それでは、事務局、答申文(案)をお配りください。

(事務局より各委員に答申文(案)を配布)

【柴田会長】 皆さんのお手元に行き渡ったでしょうか。それでは、事務局で読み上げてください。

【賃金室長】 それでは答申文(案)を読み上げます。

(案)

令和2年8月5日

香川労働局長 本間 之輝 殿

香川地方最低賃金審議会会長 柴田 潤子

最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)

当審議会は、令和2年7月31日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった「香川県冷凍調理食品製造業最低賃金」、「香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」、「香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」及び「香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、下記のとおりの結論に達したので答申する。

記

「香川県冷凍調理食品製造業最低賃金」、「香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」、「香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」及び「香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」について、改正決定することを必要と認める。

以上でございます。

【柴田会長】 ありがとうございます。ただ今の答申文（案）につきましてご承認いただけますでしょうか。

（各委員より「異議なし。」の声あり）

【柴田会長】 ありがとうございます。それでは、これを答申文として、局長に答申します。

（会長から局長へ答申文を手交）

【本間労働局長】 ただ今は、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきまして、運営小委員会での効率的なご審議を経て、速やかな答申をいただき誠にありがとうございました。

この答申を尊重しまして、特定最低賃金額の改正のご審議をお願いする「改正決定」の諮問をさせていただきたく存じます。

これら4業種に係る特定最低賃金の審議につきましても、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

（局長から会長に改正決定諮問文を手交）

【柴田会長】 事務局は諮問文（写）を皆さんにお配りしてください。

（事務局より各委員に諮問文（写）を配付）

【柴田会長】 皆さんお手元に行き渡りましたでしょうか。それでは、事務局で読み上げてください。

【賃金室長】 それでは、諮問文を読み上げます。

香労発基 0805 第1号

令和2年8月5日

香川地方最低賃金審議会会長 柴田 潤子 殿

香川労働局長 本間 之輝

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願い

する。

記

- 香川県冷凍調理食品製造業最低賃金  
(平成20年香川労働局最低賃金公示第3号)
- 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金  
(平成20年香川労働局最低賃金公示第5号)
- 香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金  
(平成20年香川労働局最低賃金公示第2号)
- 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金  
(平成20年香川労働局最低賃金公示第4号)

以上でございます。

【柴田会長】 ただ今の諮問に対して、何かご意見、ご質問等はありませんか。

(各委員より「ありません。」の声あり)

【柴田会長】 それでは、4つの業種の特定最低賃金について、改正決定の諮問を受けることといたします。

この審議に当っては、専門部会を設置し審議することとなりますが、事務局の方でこのことについて説明をお願いいたします。

【賃金室長】 本日、4つの特定最低賃金の改正決定についての諮問を行いましたので、最低賃金法第25条2項に基づき、それぞれの専門部会を設置することになります。

そこで、本日、最低賃金審議会令第6条第4項に基づき、4つの専門部会の委員の推薦公示をいたします。

専門部会の委員については、推薦の締切りを8月20日(木)とさせていただきます。

委員の任命は、各専門部会とも、労使それぞれ3名ずつとし、昭和61年2月14日の中央最低賃金審議会答申で示された運用方針1

(3)ロ「令和2年度 最低賃金決定要覧」: 213頁に基づき、3名のうち少なくとも2名につきましては、関係する産業の代表の方にお問い合わせすることになります。

また、本日、最低賃金法第25条第5項及び同法施行規則第11条第1項に基づき、関係労使の意見聴取の公示を行います。

意見を記載した文書の提出につきましては、8月31日(月)までにお問い合わせできればと思います。

意見聴取につきましては、従来から、参考人の意見書による聴取としているところでございます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

【柴田会長】 ただ今説明がありましたように、4つの特定最低賃金について専門部会を設置するという事、各専門部会の委員の推薦は8月20日(木)までに、関係労使の意見書の提出については8月31日(月)までにさせていただくということ、そして、参考人の意見聴取方法については、従来どおり意見書の提出によるということですが、よろしいでしょうか。

(各委員より「異議なし。」の声あり)

【柴田会長】 それでは、4つの業種について、各専門部会を設置して審議をすることといたします。

また、各専門部会での参考人の意見聴取は、意見書の提出によることといたします。

次に、議題の(3)「その他」に入ります。各委員の方で何かございますか。

(各委員より「ありません。」の声あり)

【柴田会長】 事務局より何かございますか。

【賃金室長】 特定最低賃金の各専門部会の委員の任命手続きが出来次第、メール等にて各専門部会の日程調整をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

第1回目の専門部会につきましては、4つの業種の合同部会とし

て、9月25日（金）13：30からの開催を予定しております。

また、「最低賃金の審議の進め方等」により、特定最低賃金の効力発生日については、令和2年12月15日を努力目標とするとされておりますので、各専門部会での答申は10月14日（水）までをお願いすることとなります。

説明は以上です。

【柴田会長】 ただ今の説明について、何かご意見、ご質問等はありませんか。

ないようですので、事務局の方で他に何かありますか。

【賃金室長】 特にございませぬ。

【柴田会長】 それでは、これをもちまして第4回香川地方最低賃金審議会を閉会といたします。

ありがとうございました。

――了――